

2025年5月13日

条件付一般競争入札説明書（公告）

アニメーション制作業務

公益財団法人 大阪国際平和センター

アニメーション制作業務

2025年度における公益財団法人大阪国際平和センターのアニメーション制作業務契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公益財団法人大阪国際平和センター契約事務取扱要綱第4条第1項の規定により公告する。

条件付一般競争入札の日程

入札の公告	2025年5月13日（火）
入札参加申請書受付	2025年5月13日（火）～5月20日（火） （休館日：5月19日（月）を除く） 午前10時から午後4時まで
入札参加資格決定	2025年5月22日（木）
質問受付	2025年5月13日（火）～5月20日（火） 午前10時から午後4時まで（FAXのみ）
質問回答	2025年5月23日（金）
入札日時	2025年5月28日（水） 午後2時～

1 競争入札に付する発注内容

（1）業務名称

大阪国際平和センター（ピースおおさか）アニメーション制作業務

（2）業務概要

別添仕様書のとおり

（3）履行場所

大阪市中心区大阪城2番1号

公益財団法人大阪国際平和センター

（4）契約期間

契約締結日から2026年3月15日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿（04-01 映画・ビデオ制作）に登載されていること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 府の区域内に事業所を有していること。

(5) 公告の日から開札までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

3 入札参加申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を提出すること。

- ・条件付一般競争入札参加申請書（すべての添付書類を含む）
- ・2 の資格要件（1）の証明となるもの（受付票）

4 受付期間及び提出場所

期 間：2025年5月13日（火）～5月20日（火）（休館日（5月19日（月）を除く）

午前10時から午後4時まで

提出先：〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1

公益財団法人大阪国際平和センター 事務局

電話番号：06-6947-7208

なお、提出書類は事前に電話で予約の上、持参するものとし、郵送又は電子メールによる申請は認めない。また、受付の期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の決定

（1）入札参加資格の無い者のみ、2025年5月22日（木）に電話により連絡する。

なお、入札参加資格があると認められる者には連絡しない。

（2）（1）で入札参加資格がないと通知された者は、2025年5月23日（金）午後4時までに、書面により理由の説明を求めることができる。

6 質問の受付及び回答

本件工事にに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

（1）質問受付

①受付期間

2025年5月13日（火）～5月20日（火）（休館日：5月19日（月）を除く）

午前10時から午後4時まで

②提出方法

FAX（FAX 番号 06-6943-6080）

※送信後、電話にて着信の有無をかならず確認すること。

③記載内容

- ・質問票に質問項目及び質問内容を記載すること。
- ・本件と直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問については、いずれも回答しない。

（2）質問回答

2025年5月23日（金）に入札参加申請書提出者全員（入札参加資格の無い者を除く。）に財団が指定する方法により回答する。

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金は、免除とする。

（2）契約保証金は、当財団契約事務取扱要綱の規定により、100分の5以上の納付を求める場合がある。

8 入札の執行日時等

（1）入札日時：2025年5月28日（水）午後2時から

(2) 入札場所：大阪市中央区大阪城2番1号

大阪国際平和センター（ピースおおさか）3階 会議室

9 入札条件

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札心得を厳守の上、所定の入札書（財団指定様式）により入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（税抜金額）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、容易に開かないように糊付け、商号又は名称及び入札件名を明記するとともに、「入札書在中」と朱書きする。
- (4) 入札回数：入札回数は1回とする。

10 入札予定価格

3,400,000円（税抜）

11 落札者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者は、落札後、遅滞なく、財団の指定する様式により入札金額の内訳明細書を財団事務局まで提出すること。

12 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札予定価格を超える価格での入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者が行った入札
- (3) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき
- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札
- (5) 入札に際して不正の行為があった入札
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札

13 支払条件

完了払

1 4 契約手続き等

(1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して5日以内に財団に提出しなければならない。但し、財団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、財団は契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金は、財団の契約事務取扱要綱第17条及び第18条に定めるところによる。

(3) 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

ウ 府又は大阪市を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合。

(4) (3) アからウまでにより、契約を締結しなくても、財団は一切の責めを負わないものとする。

(5) 落札者が契約を締結しないとき、又は(3) アからウまでにより財団が契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の2に相当する額を財団に支払わなければならない。